

医療法人郁慈会 服部記念病院
居宅療養管理指導 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月二十二日奈良県条例第十七号）」の規定に基づき、居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 居宅療養管理指導を提供する事業者について

事業者名称	医療法人郁慈会
代表者氏名	理事長 前田 章
所在地 (連絡先及び電話番号等)	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地 TEL：0745-77-1333 FAX：0745-77-1340
法人設立年月日	平成3年9月10日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	服部記念病院
介護保険指定 事業所番号	奈良県みなし指定（事業所番号：2911501241）
事業所所在地	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地
連絡先 相談担当者名	TEL：0745-77-1333 FAX：0745-77-1340 病院長 森安 章人
事業所の通常の 事業の実施地域	上牧町、河合町、王寺町、三郷町、斑鳩町、安堵町、平群町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	服部記念病院（以下「事業所」という。）が行う居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な居宅療養管理指導の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	事業所の従業者は、要介護者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう心身の状況、置かれている環境等を把握し、計画的に療養上の管理及び指導を行うとともに、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に努めることとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	平日（月曜日から金曜日）、土曜日 ※日祝、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
営業時間	平日：8時30分から17時00分まで 土曜日：8時30分から12時30分まで 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	平日（月曜日から金曜日）、土曜日 ※日祝、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
サービス提供時間	平日：8時30分から17時00分まで 土曜日：8時30分から12時30分まで

(5) 事業所の職員体制

管理者	病院長 森安 章人
-----	-----------

職種	職務内容	人員数
医師 又は 歯科医師	<ol style="list-style-type: none">1. 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。2. 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。3. 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を診療録に記録します。4. 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供します。	適当数
薬剤師、 歯科衛生士 又は 管理栄養士	<ol style="list-style-type: none">1. 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスの提供を行います。 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 歯科衛生士等は、歯科医師の指示に基づき、管理指導計画を作成し、利用者に療養上必要な実施指導を行います。2. 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。3. 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	適当数

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適応する場合）について

区分	サービス提供者	利用料	利用者負担額
医師による 居宅療養管理指導	医師が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,140円	1回 514円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,860円	1回 486円
	上記以外の場合	1回 4,450円	1回 445円
	医師が行う場合 *月2回まで (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導)	1回 2,980円	1回 298円
	単一建物居住者が1人の場合		
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 2,860円	1回 286円
	上記以外の場合	1回 2,590円	1回 259円
歯科医師による 居宅療養管理指導	歯科医師が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,160円	1回 516円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,860円	1回 486円
	上記以外の場合	1回 4,400円	1回 440円
薬剤師が 在宅の利用者に対して行う 居宅療養管理指導	病院の薬剤師が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,650円	1回 565円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,160円	1回 416円
	上記以外の場合	1回 3,790円	1回 379円
	疼痛緩和のために、別に麻薬及び向精神薬 取締法第2条第一号に規定する麻薬の投薬 が行われている利用者の場合	1回 1,000円加算	1回 100円加算
管理栄養士が 在宅の利用者に対して行う 居宅療養管理指導	管理栄養士が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,440円	1回 544円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,860円	1回 486円
	上記以外の場合	1回 4,430円	1回 443円
歯科衛生士等が 在宅の利用者に対して行う 居宅療養管理指導	歯科衛生士等が行う場合 *月4回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 3,610円	1回 361円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 3,250円	1回 325円
	上記以外の場合	1回 2,940円	1回 294円

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求いたします。 事業所から片道1キロメートル未満 20円（税別） ＊以降、1キロメートル毎に 20円（税別）
② キャンセル料	キャンセル料は請求いたしません。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合） その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃に利用者宛てにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合） その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替（振替手数料は、利用者負担） （イ）事業者指定口座への振込（振込手数料は、利用者負担） （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から1ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	相談担当者：地域連携室 相談員 谷口昌子 連絡先：TEL：0745-77-1333 FAX：0745-77-1340 受付日：平日：8時30分から17時00分まで 土曜日：8時30分から12時30分まで
---	--

※ 担当する職員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 管理栄養士、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「栄養ケア計画」、「管理指導計画」に基づき、実施します。
上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行います。「栄養ケア計画」、「管理指導計画」については概ね3月を目途に見直しを行います。
- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	副院長 片山 美智代
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めることとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	--

② 個人情報の保護 について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止することとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うこととします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
-------------------	--

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>【市町村（保険者）の窓口】 上牧町役場 健康福祉部 生き生き対策課 ※<u>保険者が上牧町以外の場合、 お住まいの市町村窓口</u></p>	<p>所在地：奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地の 1 上牧町保健福祉センター2000 年会館内 電話番号：0745-79-2020 FAX：0745-79-2021 受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分（平日：月～金曜日）</p>
<p>【奈良県の窓口】 奈良県福祉医療部医療・介護保険局 介護保険課 介護事業係</p>	<p>所在地：奈良県奈良市登大路町 30 電話番号：0742-27-8532 受付時間：9 時 00 分から 17 時 00 分（平日：月～金曜日）</p>
居宅介護支援事業者	事業所名
	電話番号

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償損害（対人・対物事故、管理財物、使用不能、人格権侵害、経済的損害）、費用損害（事故対応費用、対人見舞費用）

11 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めることとします。

13 サービス提供の記録

- (1) 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- (1) 居宅療養管理指導を行う者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

16 居宅療養管理指導サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて、あなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

(1) 提供予定の居宅療養管理指導の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

頻度	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					円	円

(2) その他の費用

①交通費の有無	(有・無) サービス提供1回当たり… (円)
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。 無

(3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

*相談担当者が不在の場合：「苦情（相談）対応記録」にて受付します。

- ② 「苦情（相談）対応記録」に沿って事実確認を行い、申立人に報告し、速やかに対応します。
- ③ 職員へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を見直し、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

(2) サービス内容に関する苦情・相談窓口

【事業所の窓口】 服部記念病院 看護次長 津川 育代 相談員 谷口 昌子	所在地：奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 電話番号：TEL：0745-77-1333 FAX：0745-77-1340 受付時間：平日：8時30分から17時00分まで 土曜日：8時30分から12時30分まで
【市町村（保険者）の窓口】 上牧町役場 健康福祉部 生き生き対策課 ※ <u>保険者が上牧町以外の場合、お住いの市町村窓口</u>	所在地：奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地の 1 上牧町保健福祉センター2000 年会館内 電話番号：0745-79-2020 FAX：0745-79-2021 受付時間：8時30分から17時15分（平日：月～金曜日）
【公共団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会 苦情・相談受付窓口	所在地：奈良県橿原市大久保町 302 番 1 奈良県市町村会館内 電話番号：0744-29-8326 フリーダイヤル：0120-21-6899 受付時間：9時00分から17時00分（平日：月～金曜日）

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

19 重要事項説明の年月日

上記内容について、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月二十二日奈良県条例第十七号）」の規定に基づき、利用者説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地
	法人名	医療法人郁慈会
	代表者名	理事長 前田 章
	事業所名	服部記念病院
	説明者氏名	

私は、事業者から提供される居宅療養管理指導の内容及び重要事項について、確かに説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

※ 代筆者：

代理人	住所	
	氏名	
	連絡先	

医療法人郁慈会 服部記念病院
居宅療養管理指導 重要事項説明書 変更同意書

利用者（以下「利用者」という）と事業所（以下「事業所」という）の間で終結した重要事項説明書に関し、服部記念病院において提供する居宅療養管理指導（以下「サービス」といいます）の利用等について、以下のとおり内容を変更します。

1. 令和6年度介護報酬改定により、基本報酬に変更がございます。

(変更) 3 提供するサービスの内容及び費用について

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適応する場合）について

区分	サービス提供者	利用料	利用者負担額
医師による 居宅療養管理指導	医師が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,150円	1回 515円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,870円	1回 487円
	上記以外の場合	1回 4,460円	1回 446円
	医師が行う場合 *月2回まで (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理 料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算 定する利用者に関する居宅療養管理指導) 単一建物居住者が1人の場合	1回 2,990円	1回 299円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 2,870円	1回 287円
	上記以外の場合	1回 2,600円	1回 260円
歯科医師による 居宅療養管理指導	歯科医師が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,170円	1回 517円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,870円	1回 487円
	上記以外の場合	1回 4,410円	1回 441円
薬剤師が 在宅の利用者に 対して行う 居宅療養管理指導	病院の薬剤師が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,660円	1回 566円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,170円	1回 417円
	上記以外の場合	1回 3,800円	1回 380円
	疼痛緩和のために、別に麻薬及び向精神薬取締法第 2条第一号に規定する麻薬の投薬が行われている利用 者の場合	1回 1,000円加算	1回 100円加算
	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者 に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無 等について当該利用者又はその家族等に確認し、必 要な薬学的管理指導を行った場合	1回 2,500円加算	1回 250円加算
	在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、 その投与及び保管の状況、配合変化の有無について 確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合	1回 1,500円加算	1回 150円加算
管理栄養士が 在宅の利用者に 対して行う 居宅療養管理指導	管理栄養士が行う場合 *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,450円	1回 545円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,870円	1回 487円
	上記以外の場合	1回 4,440円	1回 444円

歯科衛生士等が 在宅の利用者に 対して行う 居宅療養管理指導	歯科衛生士等が行う場合 *月4回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 3,620円	1回 362円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 3,260円	1回 326円
	上記以外の場合	1回 2,950円	1回 295円

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて、あなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

(1) 提供予定の居宅療養管理指導の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

頻度	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					円	円

(2) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

重要事項説明の年月日

上記内容について、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月二十二日奈良県条例第十七号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山 4244 番地
	法人名	医療法人郁慈会
	代表者名	理事長 前田 章
	事業所名	服部記念病院
	説明者氏名	

私は、事業者から提供される居宅療養管理指導の内容及び重要事項について、確かに説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

※ 代筆者：

代理人	住所	
	氏名	
	連絡先	